

平成 15 年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について
 (募集要領の案)

[公表日：5 月末～6 月中旬を予定]

環境技術実証モデル事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。平成 15 年度においては、技術分野、技術分野、・・・について、技術実証の対象とすることとしております。

この度、環境省では、下記のとおり、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に、平成 15 年度の各技術分野における実証機関を募集いたします。

記

1. 15 年度に技術実証の対象となる技術分野（実証機関となる場合は、この中の 1 つ又は複数の分野を選択）

技術分野

（技術分野の内容）

（想定される技術の例）

技術分野

（技術分野の内容）

（想定される技術の例）

・
・

2. 募集の方法

・申請書及び関係書類（別添様式参照）に必要事項を記入の上、電子メール又はファックスにより以下宛てに提出のこと。

（提出先）

技術分野

環境省 局 課環境技術実証モデル事業担当

電子メール：

ファックス：

技術分野

環境省 局 課環境技術実証モデル事業担当

電子メール：

ファックス：

・
・

3. 募集の受付期間

・実証試験要領が公表された日から 2 週間を予定（公表は、7 月頃を予定。実証試験要領を公表する際に、受付期間を確定し改めて通知する。）

4. 審査

- ・環境省は、実証機関の選定にあたり、書面による審査及び必要に応じヒアリング審査を実施。審査の結果は、すべての応募者に対して通知する予定。

5. 応募資格

- ・都道府県及び政令指定都市。
- ・実証の対象とする技術を公募する際、自管区外から応募された技術についても受付可能なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）職員を当該設置地域まで派遣しないと実証試験等の実施が困難な場合については、この限りではない。
- ・環境省からの委託により実証試験要領に定めた実証試験の実施が可能なこと。（試験の実施に必要な費用については、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は技術の実証を申し出た者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担（環境省と実証機関の間で委託契約を締結する）とする。詳細については、実証試験要領で定める。）

6. その他

- ・実証試験の実施については、当該地方公共団体付属の環境研究所等各種試験研究機関の利用を基本とするが、必要に応じ、外部の機関に、試験内容の一部の実施を委託することができる。
- ・環境技術実証モデル事業の内容については、別紙「平成15年環境技術実証モデル事業実施要領」を参照のこと

（添付資料）

- 1 環境技術実証モデル事業における実証機関とは
 - ・（実証機関の役割について記述する予定）
- 2 実証機関選定後のスケジュール
 - ・（公募後のスケジュールを記述する予定）

別紙 実施要領、実施体制図及びフロー図

別添 1 申請書

- ・実証機関として申請を希望する旨の文書
- ・担当部局及び連絡先

別添 2 実施体制

- （下記について記入する様式を提示する予定）
- ・試験項目毎の実証試験の実施機関（機関毎の品質・データ管理体制についての説明資料を添付）
 - ・15年度技術実証の実施可能数
 - ・技術実証委員会の事務局

別添 3 実証にかかる予算（概算）

- （下記について記入するマトリックスを提示する予定）
- ・全体を運営するにあたり必要な経費（旅費、技術実証委員会運営費、試験計画策定費、実証試験結果報告書作成費等）
 - ・1実証技術あたり必要な分析等費用（機器レンタル費、備品・消耗品費、外部委託費等）